

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 11 日（金）第3194号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 私立専修学校の設置の認可（学事法制課取扱い） 1
- 口永良部島（新岳）噴火による被災者に係る県税の納期限等延長の期日の指定
（税務課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 漁船保険付保義務発生（2件）（水産振興課取扱い） 2
- 中甌地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧（漁港漁場課取扱い） 2
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 2
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（2件）（農地整備課取扱い） 3
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 3
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 3
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 4
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 5
- 大規模小売店舗の新設に関する公告（商工政策課取扱い） 5
- 公 安 委 員 会 規 則
- 交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（※）
（地域課取扱い） 6
- 県立病院局企業管理規程
- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（※）
（県立病院課取扱い） 8

告 示

鹿児島県告示第207号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により，私立専修学校の設置を次のとおり認可した。

平成28年 3 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	位 置	設置者	課程，修業年限及び収容定員	認可年月日	開校期日
鹿児島医療工学専門学校	鹿児島市船津町4番18号	学校法人すみれ学園	医療専門課程 3年120人	平成28年 3月2日	平成28年 4月1日

鹿児島県告示第208号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規

定により、平成27年6月16日鹿児島県告示第587号において別に告示で定めることとされている期日は、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が、平成27年5月29日から平成28年5月1日までの間に到来するものについて、平成28年5月2日とする。

平成28年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第209号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
出水市上大川内字塩鶴2827番165
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第210号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、天城加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成28年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第211号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、沖永良部加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成28年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第212号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により中甑地区特定漁港漁場整備事業計画（平成25年4月5日鹿児島県公報第2895号登載）を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

平成28年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧期間
平成28年3月11日から同月25日まで
- 2 縦覧場所
鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び北薩地域振興局建設部甑島支所並びに薩摩川内市上甑支所産業建設課

鹿児島県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営集落基盤整備（旧：田園居住空間整備）（農業用排水施設整備及び区画整理）加治木地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年3月14日から同年4月11日まで
- 3 縦覧場所
始良市役所耕地課

鹿児島県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備福山地区野谷換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年3月14日から同年4月11日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備福山地区大王上換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年3月14日から同年4月11日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第216号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成27年10月23日鹿児島県告示第936号で告示した公共測量の実施は、平成28年2月29日終了した旨の通知があった。

平成28年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月11日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	小山田谷山線	鹿児島市春山町1497番10地 先内	前	22.0～24.5	16.2
			後	15.6～19.0	16.2

鹿児島県告示第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりいちき串木野市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 串木野都市計画道路
- (2) 名称
 - 3・4・3号都心平江線
 - 3・4・4号平江線
 - 3・5・7号大原港線
 - 3・5・8号大原瀉下線
 - 3・5・10号桜通線
 - 3・5・11号浜田通線
 - 3・5・14号羽島崎神社線
 - 3・5・17号南東塩田線
 - 3・4・18号西塩田下カニ田線
 - 3・6・20号都心島平線
 - 3・6・22号駅北通線
 - 3・6・23号本浦東線
 - 3・6・24号駅浜町線
 - 3・6・25号浦和通線
 - 3・5・29号祇園通線
 - 3・4・33号袴田中央線
 - 3・5・34号麓袴田線
 - 3・5・35号浜西線
 - 3・5・36号麓河内線
 - 3・5・37号麓浅山線
 - 3・5・38号袴田針原線
 - 3・5・39号河内線

2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成28年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 施行者の名称

曾於市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 末吉都市計画下水道事業
(2) 名称 曾於公共下水道

3 事業施行期間

平成9年11月19日から平成30年3月31日まで（変更前平成28年3月31日まで）

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

北薩地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年3月11日

北薩地域振興局長 竹田和昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションさくら彩	出水市高尾野町柴引3522番地	有限会社さくらケアサービス	出水市福ノ江町758番地	原田 節子	平成28年3月1日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成28年3月11日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年3月11日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス栗野店
始良郡湧水町米永字永田585番2 外6筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年10月30日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,541平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 66台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 78平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 14立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前10時
 - イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北側及び東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成28年 2 月 29 日

公安委員会規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 11 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第 4 号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表薩摩川内警察署の部を次のように改める。

薩摩川内警察署	川内中央交番	薩摩川内市西向田町	薩摩川内市鳥追町，田崎町，天辰町，平佐町，平佐一丁目，永利町，向田本町，西向田町，東開闢町，東向田町，西開闢町，若松町，神田町，宮里町，冷水町，向田町，白和町，横馬場町，原田町，大小路町，東大小路町，花木町，大王町，若葉町
	川内北交番	薩摩川内市高城町	薩摩川内市御陵下町，国分寺町，宮内町，五代町，上川内町，中郷町，中郷一丁目～五丁目，高城町，運動公園町，水引町，小倉町，湯島町，港町，城上町，田海町，湯田町（分割），陽成町，東郷町斧淵（分割），東郷町南瀬

隈之城交番	薩摩川内市矢倉町	薩摩川内市隈之城町，中福良町，宮崎町，勝目町，尾白江町，矢倉町，青山町，都町，木場茶屋町，川永野町，山之口町，百次町
薩摩川内東交番	薩摩川内市入来町浦之名	薩摩川内市久住町，楠元町，白浜町，中村町，樋脇町倉野，樋脇町塔之原，樋脇町市比野，入来町副田，入来町浦之名，祁答院町黒木，祁答院町上手，祁答院町下手，祁答院町藺牟田
久見崎駐在所	薩摩川内市久見崎町	薩摩川内市久見崎町，寄田町，高江町
西方駐在所	薩摩川内市西方町	薩摩川内市湯田町（分割），網津町，西方町
鳥丸駐在所	薩摩川内市東郷町穴野	薩摩川内市東郷町斧淵（分割），東郷町鳥丸，東郷町藤川，東郷町穴野，東郷町山田
甌島幹部派出所	薩摩川内市上甌町中甌	薩摩川内市上甌町江石，上甌町小島，上甌町桑之浦，上甌町瀬上，上甌町平良，上甌町中甌，上甌町中野
手打駐在所	薩摩川内市下甌町手打	薩摩川内市下甌町手打，下甌町片野浦
長浜駐在所	薩摩川内市下甌町長浜	薩摩川内市下甌町長浜，下甌町青瀬，下甌町瀬々野浦
鹿島駐在所	薩摩川内市鹿島町藺牟田	薩摩川内市鹿島町藺牟田
里駐在所	薩摩川内市里町里	薩摩川内市里町里

別表さつま警察署の部を次のように改める。

さつま警察署	屋地交番	さつま町宮之城屋地	さつま町宮之城屋地，船木（分割），旭町，虎居町，西新町，虎居，時吉，轟町，柵野，柏原，紫尾，平川，泊野，白男川，広瀬，田原，中津川（分割）
	湯田駐在所	さつま町湯田	さつま町湯田，鶴田，神子
	山崎駐在所	さつま町山崎	さつま町山崎，二渡，久富木，船木（分割）
	薩摩駐在所	さつま町求名	さつま町求名，中津川（分割），永野

別表阿久根警察署の部を次のように改める。

阿久根警察署	阿久根中央交番	阿久根市晴海町	阿久根市琴平町，新町，晴海町，赤瀬川，栄町，丸尾町，本町，高松町，浜町，波留，塩鶴町一丁目，塩鶴町二丁目，塩浜町一丁目，塩浜町二丁目，港町，大丸町，鶴見町，折口，多田，脇本（分割），鶴川内，西目，山下
	大川駐在所	阿久根市大川	阿久根市大川
	脇本駐在所	阿久根市脇本	阿久根市脇本（分割）

	鷹巣駐在所	長島町鷹巣	長島町鷹巣，諸浦，獅子島，川床，山門浦，浦底
	指江駐在所	長島町指江	長島町指江，城川内，下山門野，蔵之元，平尾

別表徳之島警察署の部を次のように改める。

徳之島警察署	徳之島交番	徳之島町亀津	徳之島町亀津，白井，尾母，亀徳，徳和瀬，諸田，井之川，神之嶺，下久志
	花徳駐在所	徳之島町花徳	徳之島町母間，花徳，轟木，山，手々，金見
	平土野駐在所	天城町天城	天城町兼久，天城，平土野，瀬滝，当部，大津川，西阿木名
	松原駐在所	天城町松原	天城町松原，与名間，岡前，浅間
	伊仙駐在所	伊仙町伊仙	伊仙町伊仙，検福，阿三，馬根，中山，古里，面縄，喜念，左弁，目手久
	犬田布駐在所	伊仙町犬田布	伊仙町犬田布，崎原，糸木名，木之香，小島，阿権，八重竿

附 則

この規則は、平成28年3月22日から施行する。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月11日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第1号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第8条中「177,900円」を「179,000円」に、「157,800円」を「158,700円」に改める。

別表第1の2を次のように改める。

別表第1の2（第3条関係）

医療職給料表（四）

職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	158,400	185,900	234,300
2	159,800	188,000	236,100
3	161,300	190,100	237,900
4	162,700	192,100	239,700
5	164,200	194,200	241,100
6	165,700	196,500	242,400
7	167,200	198,800	243,600
8	168,700	201,100	244,900
9	170,000	203,500	246,000
10	171,700	204,900	247,100
11	173,300	206,300	248,000
12	174,900	207,700	249,000
13	176,400	209,100	250,300
14	178,400	210,600	251,400
15	180,400	212,100	252,200
16	182,400	213,300	253,200
17	184,600	214,700	254,100
18	186,700	216,200	255,000
19	188,800	217,700	256,000
20	190,900	219,200	257,000
21	193,000	220,600	257,900
22	195,200	222,300	258,900
23	197,400	224,000	259,900
24	199,600	225,700	260,900
25	201,600	227,100	262,100
26	202,900	228,800	263,500
27	204,200	230,500	264,700
28	205,500	232,200	266,100
29	206,700	233,800	267,400
30	207,900	235,200	268,900
31	209,200	236,500	270,500
32	210,400	237,700	272,000
33	211,700	239,000	273,600
34	213,000	240,100	275,100
35	214,300	241,000	276,400
36	215,600	242,100	277,800

37	217,000	243,200	279,400
38	218,400	244,300	280,800
39	219,800	245,200	282,300
40	221,200	246,300	283,700
41	222,200	247,100	285,300
42	223,600	248,000	286,900
43	225,000	248,900	288,400
44	226,400	249,900	290,000
45	227,600	250,800	291,400
46	229,000	251,800	292,800
47	230,300	252,800	294,300
48	231,600	253,800	295,800
49	232,700	254,800	297,100
50	233,800	256,000	298,400
51	234,800	257,200	299,800
52	235,900	258,500	301,200
53	237,000	259,700	302,700
54	238,100	261,200	304,000
55	239,100	262,600	305,400
56	240,100	264,100	306,800
57	241,100	265,700	307,900
58	242,100	267,300	309,100
59	242,900	268,800	310,300
60	243,900	270,400	311,700
61	244,900	271,800	312,800
62	245,900	273,300	314,100
63	246,800	274,800	315,400
64	247,800	276,200	316,600
65	248,700	277,800	317,900
66	249,700	279,300	319,200
67	250,800	280,800	320,500
68	251,800	282,300	321,800
69	252,700	283,500	322,500
70	253,800	285,000	323,600
71	255,000	286,500	324,700
72	256,200	287,900	325,600
73	257,600	289,100	326,900
74	258,900	290,500	327,600
75	260,200	291,900	328,700
76	261,500	293,200	329,900

77	262,500	294,700	331,000
78	263,600	296,000	332,200
79	264,900	297,200	333,300
80	266,200	298,500	334,500
81	267,300	299,300	335,600
82	268,300	300,500	336,700
83	269,400	301,600	337,700
84	270,500	302,800	338,800
85	271,400	303,900	339,700
86	272,300	305,100	340,700
87	273,400	306,300	341,600
88	274,500	307,400	342,600
89	275,500	308,700	343,600
90	276,400	309,900	344,400
91	277,400	311,100	345,200
92	278,400	312,300	346,000
93	279,400	313,100	346,600
94	280,400	313,800	347,200
95	281,300	314,500	347,900
96	282,300	315,100	348,500
97	283,200	315,800	348,900
98	284,000	316,100	349,300
99	284,600	316,700	349,800
100	285,500	317,400	350,200
101	286,300	317,800	350,700
102	287,100	318,400	351,100
103	287,900	319,000	351,600
104	288,700	319,600	352,000
105	289,400	320,000	352,300
106	289,900	320,500	352,800
107	290,400	321,000	353,200
108	290,900	321,500	353,500
109	291,100	321,900	354,000
110	291,400	322,300	354,500
111	291,600	322,600	355,000
112	292,000	322,900	355,500
113	292,300	323,300	356,000
114	292,500	323,700	356,500
115	292,900	324,100	357,000
116	293,200	324,400	357,400

117	293,500	324,600	357,800
118	293,800	324,900	358,200
119	294,100	325,300	358,700
120	294,500	325,500	359,200
121	294,800	325,700	359,600
122	295,200	326,000	360,100
123	295,500	326,300	360,600
124	295,900	326,600	361,100
125	296,100	326,800	361,400
126	296,300	327,100	
127	296,600	327,500	
128	297,000	327,700	
129	297,200	327,800	
130	297,500	328,100	
131	297,900	328,500	
132	298,300	328,700	
133	298,500	329,000	
134	298,800	329,400	
135	299,200	329,800	
136	299,500	330,200	
137	299,700	330,500	
138	300,000	330,900	
139	300,400	331,300	
140	300,700	331,700	
141	300,900	332,000	
142	301,300	332,400	
143	301,700	332,700	
144	302,000	333,100	
145	302,100	333,400	
146	302,400	333,800	
147	302,700	334,200	
148	303,100	334,600	
149	303,300	334,900	
150	303,500	335,300	
151	303,800	335,700	
152	304,100	336,100	
153	304,500	336,400	
154	304,700		
155	304,900		
156	305,200		

157	305,500		
158	305,800		
159	306,100		
160	306,400		
161	306,800		
162	307,100		
163	307,400		
164	307,700		
165	308,100		
166	308,400		
167	308,700		
168	309,000		
169	309,400		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月11日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与（鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成27年鹿児島県立病院局企業管理規程第5号。以下この項において「平成27年改正規程」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与規程の規定による給与（平成27年改正規程附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。